



監査告示第10号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年6月25日に実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和2年7月29日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 井本 裕明

令和2年度第2回定期監査結果報告

1. 監査の対象、期日

上下水道課 上水道事業 令和2年6月25日

2. 監査の場所

33会議室

3. 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

5. 監査の結果

監査の結果について後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和2年8月21日(金)までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

【指摘事項】

・契約事務について

契約事務において、基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり散見されました。契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し適正な契約事務を執行してください。

- ① 契約関係書類について、決裁日、施行日等が未記入のもの
- ② 設計金額の算定において、相手先の利益分を控除するといった見直しが必要なもの
- ③ 契約保証金の免除の手続きに不備があるもの
- ④ 配水小管新設工事における業者選定について、改善が必要と思われる。

【注意事項】

- ・該当なし

【要望事項】

水道使用の開始にあたって、開栓届をせずに無断使用したケースが見受けられましたが、開栓届をしないで水道を使用できることが不自然であり、何らかに対処し無断使用をなくすよう努めてください。また、特に水道メーターの改造等で不正行為をした者に対しては、宇佐市水道事業給水条例第 41 条及び第 42 条の過料を徴収するなど厳正に対処する必要があると思われます。